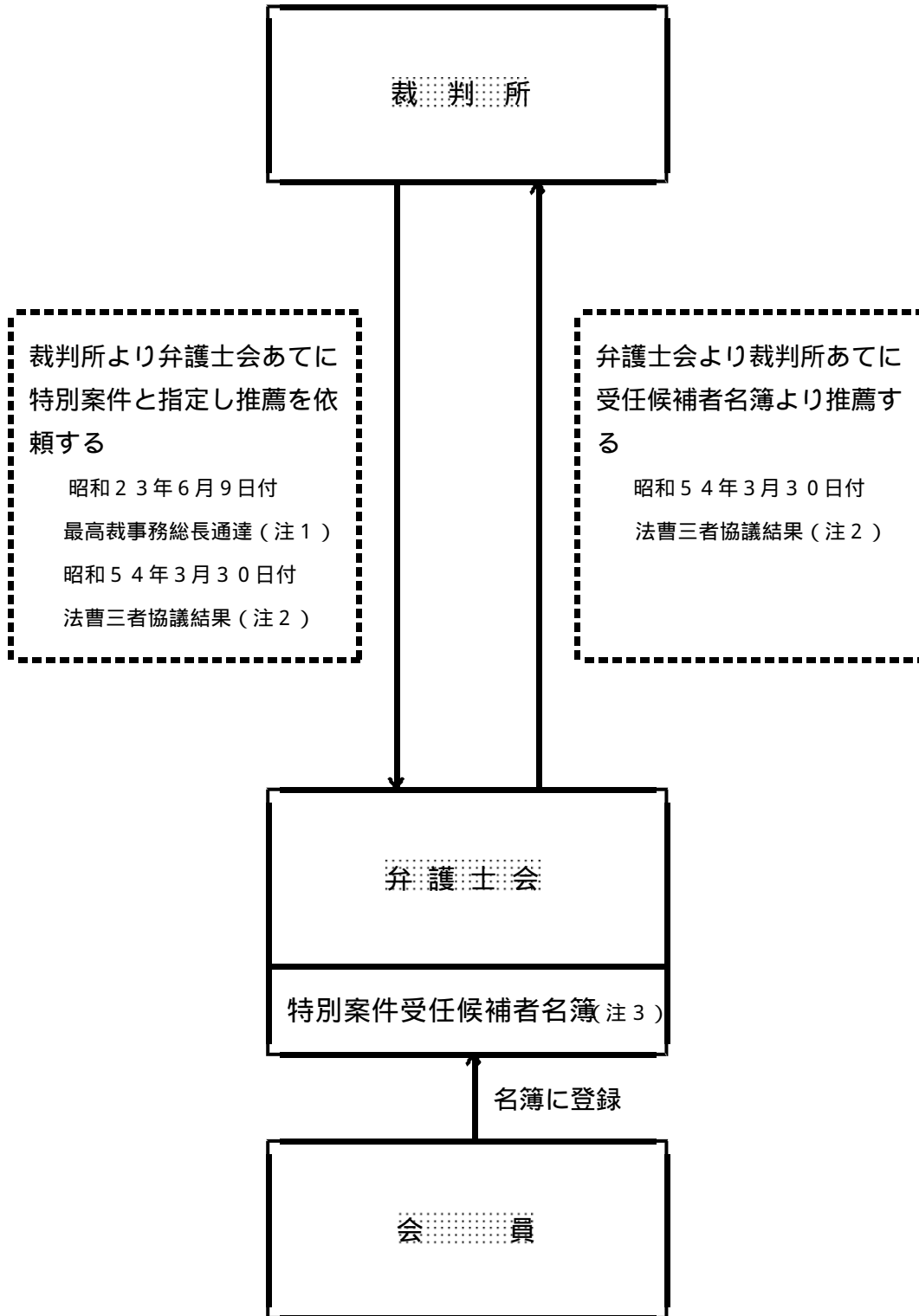


特別案件（通常の推薦手続によることが困難又は不相当な事件）
の国選弁護士推薦手続



(注1) 官選弁護人の選任方法について(昭和23年6月9日、刑事第3455号、高等裁判所長官、地方裁判所長あて、最高裁事務総長通達)(抜粋)

標記の件については、従来兎角の非難があるのみならず、近い将来において刑事訴訟法の改正を見るものと思われるが、改正刑事訴訟法の下においては、官選弁護人を附すべき場合が拡充される関係上、その選任に当り、従来のやうに各裁判所において人選の上選任するときは、その事務極めて煩雑となることが予想されるので、このたび当裁判所事務局と日本弁護士会連合会と協議の結果、本年7月1日以降、官選弁護人の人選については、各裁判所はその地の弁護士会に一任することになった。よって同日以後各裁判所においては官選弁護人を選任しようとするときは、各弁護士会にその人選を依頼せられたい。各弁護士会は、同日以降予め作成された名簿に記載した順序にもとづいて人選し、而してこの順序は各裁判所の合議体毎に各別に定められるものと思われるから、各裁判所から各弁護士会に人選を依頼するときは、必ず当該合議体の別を明らかにせられたい。(以下、略)

(注2) 法曹三者協議会協議結果(昭和54年3月30日)(抜粋)

「法曹三者協議会においては、刑事裁判をめぐる当面の問題に対処する方策について協議を重ねてきたが、差し当たり法曹三者において次のような措置をとることに意見の一致をみた。(略)

1 弁護士会は、裁判所から特別案件(通常の推薦手続によることが困難又は不相当な事件)について国選弁護人の推薦依頼を受けたときは、責任をもって速やかに推薦する。

そのため、弁護士会は、特別案件の国選弁護人を受任する意思がある相当数の弁護士を登載した受任候補者名簿を作成する。(以下、略)」

昭和54年3月30日協議結果付属了解事項(抜粋)

「1(略)

2(弁) 本文第1項の国選弁護人の推薦は、できる限り速やかに、かつ必ず行うが、場合によっては1箇月程度を要することもあることを了承されたい。なお、推薦手続の進行状況につき裁判所に連絡する。

(裁) 事案によっては推薦までにある程度時間がかかることもあろうが、推薦が著しく遅延した場合には、受訴裁判所が受任候補者名簿に基づいて選任することになろう。

(弁) 法律上は受訴裁判所が推薦なくして国選弁護人の選任をなし得ることは承知しているが、懸念されるような事態は今後あり得ない。弁護士会は著しい遅延等なく、必ず推薦する。(以下、略)」

(注3) 昭和54年1月18日付日弁連総第7号弁護士会長あて日弁連会長通知「国選弁護人の推せん体制充実について」(抜粋)

「(前略) 当連合会は別紙答申書の「要綱」をもって国選弁護人の推せん体制の充実を期することとしましたので、各弁護士会においては、右要綱中の1項により「国選弁護人の推せんに関する具体的方策若くは制度」を各会の実情に合わせて早急に樹立し、当連合会宛御報告下さるようお願い申し上げます。

(中略)

要綱

1. 各弁護士会は、裁判所から国選弁護人となる者の推せん依頼を受けたとき、通常の推せん手続による推せんが困難な場合でも責任をもって推せんできるよう各会の実情と日本弁護士連合会より紹介する資料を参考に、被推せん者を確定するため予め被推せん者確定方策(受任者名簿備置等)を準備する。

2. 各弁護士会は、1項による被推せん者確定方策(受任者名簿備置等)によるも国選弁護人となる者の推せんが困難であると認められる特別な事情がある場合、その理由を付して隣接する弁護士会にその協力を求める。

3.(略)

4. 各弁護士会は、2項により隣接する弁護士会に国選弁護人となる者の推せんにつき協力を求めたが、容易に適任者を得られない場合には日本弁護士連合会に協力を求める。

5.(以下、略)」